

ラーク所沢 指定管理者募集要項

令8年5月
所沢市

(産 業 経 済 部 産 業 振 興 課)

目 次

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 指定管理者の募集について（基本方針） | 1 |
| 2 | 施設の概要 | |
| | （1）施設の名称 | 1 |
| | （2）施設の設置目的 | 1 |
| | （3）施設の所在地 | 1 |
| | （4）施設の設置年月日 | 1 |
| | （5）施設の規模 | 1 |
| | （6）施設の内容等 | 1 |
| 3 | 指定管理者が行う業務 | |
| | （1）指定管理者が行う業務 | 2 |
| | （2）指定期間 | 2 |
| | （3）管理の基準 | 2 |
| | （4）管理に要する経費、利用料金に関する事項 | 2 |
| | （5）指定管理者と市との役割分担 | 4 |
| 4 | 募集から指定管理開始までのスケジュール | 5 |
| 5 | 申請の手続 | |
| | （1）応募資格 | 5 |
| | （2）申請条件 | 6 |
| | （3）申請書類 | 6 |
| | （4）募集要項等の配布及び申請書等の提出 | 8 |
| | （5）質問等に関する事項 | 8 |
| | （6）業務説明会等の実施 | 9 |
| | （7）申請費用の負担 | 9 |
| | （8）申請書類等の情報公開 | 9 |
| | （9）申請の辞退 | 9 |
| 6 | 指定管理者の選定等 | |
| | （1）指定管理者の選定 | 9 |
| | （2）選定基準 | 9 |
| 7 | 指定管理者指定後の手続き | |
| | （1）協定の締結 | 10 |
| | （2）引継ぎ | 10 |
| | （3）モニタリング（監査事項を含む） | 10 |
| | （4）留意事項 | 10 |
| 8 | 本要項に付随する書類 | 11 |
| 9 | 問い合わせ先 | 11 |

所沢市では、施設の管理運営に民間の経営能力とノウハウを幅広く活用し、より一層の市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることのできる指定管理者を募集します。

1 指定管理者の募集について（基本方針）

ラーク所沢を管理運営するにあたっては、次に掲げる項目に沿って行うこととします。

- ① ラーク所沢が、勤労者等の文化、教養及び福祉の増進を図る施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- ② 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- ③ 個人情報の保護を徹底すること。
- ④ 計画的で効率的な運営を行うこと。
- ⑤ みどりの保全と緑化の推進に努めること。
- ⑥ 所沢市が定めた環境方針のもと、継続的に環境への負荷を低減し、環境保全活動の推進に努めること。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 ラーク所沢
- (2) 施設の設置目的 勤労者等の文化、教養及び福祉の増進を図るため
- (3) 施設の所在地 所沢市花園二丁目2400番地の4
(西武新宿線新所沢駅徒歩15分)
- (4) 施設の設置年月日 昭和63年3月4日
- (5) 施設の規模

| | |
|------|------------------|
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 階数 | 地下1階地上2階建 |
| 敷地面積 | 3,579.52㎡(駐車場含む) |
| 延床面積 | 2,007.6㎡ |
- (6) 施設の内容等

| | |
|------|-----------------------------|
| 1階 | 事務室、ホール、和室、小会議室、トレーニングルームほか |
| 2階 | 研修室、会議室、調理実習室、相談室ほか |
| 地下1階 | 電気室ほか |
| 屋外 | 中庭、駐車場(42台)、駐輪場(約20台) |

3 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

- ① ラーク所沢の利用の許可に関する業務
- ② ラーク所沢の利用料金の徴収に関する業務
- ③ ラーク所沢の施設、設備及び器具の維持管理に関する業務
- ④ その他、ラーク所沢指定管理者の業務仕様書（別添1）に記載する業務

(2) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

(3) 管理の基準

指定管理は、ラーク所沢条例（参考資料3）、ラーク所沢条例施行規則（参考資料4）、及び関係法令並びに仕様書を遵守し、適切な施設管理・運営に努めることとします。

また、指定管理業務を行う上で作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものの公開については、指定管理者により別途情報公開に関する規程等を定めることとします。

さらに、秘密情報及び個人情報の保護を図るため、所沢市情報セキュリティポリシー及び所沢市情報セキュリティ実施手順、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、秘密情報及び個人情報を適正に取り扱わなければなりません。個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく罰則が適用される場合があります。

(4) 管理に要する経費、利用料金に関する事項

①利用料金の設定

ラーク所沢条例第10条第2項の規定に基づき、市長の承認を得て指定管理者が金額を定めます。

②利用料金の収入

指定管理者は、利用料金を収入とし、ラーク所沢の運営にかかる経費等にこれを充てることとします。

③委託料

ア 協定書の締結の際、委託料の額を定めますが、委託料には、小規模又は緊急を要する修繕の費用を含んでいます。この修繕の費用は、市が指定した金額の範囲内（220万円）で毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）精算します。

イ 委託料の支払は口座振込みとし、支払時期は市と指定管理者の協議に基づき決定します。

④専用口座の開設

施設管理の運営に係る収支の把握のため、指定管理者が専用の預金口座を開設することとします。

⑤会計の独立

指定管理者は、管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、独立した会計帳簿類を設けることとします。

⑥その他経費に関すること

ア トレーニングマシンの調達・維持管理費

トレーニングルームの運営に際し、指定管理者は自らの負担によりトレーニング機器（仕様書の別紙⑮機器一覧に記載）を調達（リース可）し、その維持管理費についても収支見積書に積算すること。

イ 感染症の拡大防止にかかる対策費

指定管理者は、施設を安全かつ適正な状態で運営する責務を負い、感染症の拡大防止にかかる対策費（衛生用品等）についても収支見積書に積算すること。

ウ A E D維持管理費

市が設置したA E Dの維持管理にかかる経費（電極パッド・バッテリー等の消耗品）について、指定管理者が負担することとします。

現在のA E D購入年月日：令和2年8月

期限：電極パッド ～2027年9月（2個）（交換サイクル約2年）

バッテリー ～2029年10月（1個）（交換サイクル約3年）

なお、指定管理期間中にA E D本体の故障や、使用期限（購入から8年）の到来などにより使用が継続できなくなった場合は、A E D本体の買い替え（更新）にかかる経費も収支見積書に積算すること。

エ 災害時拠点利用における対応

ラーク所沢は、災害発生時（地震等の天災や、豚熱・鳥インフルエンザ等の防疫対応など）に災害対応の拠点施設として利用する場合があります。

その場合、利用者への貸出し等を制限しますので、制限される利用者への対応を行うこととし、必要に応じて覚書等の締結が必要となります。

(5) 指定管理者と市との役割分担

指定期間中の主な役割分担（責任分担）は、次のとおりとします。

| 種類 | 内 容 | 負担者 | |
|-------------------------|---|-----|-----------|
| | | 所沢市 | 指定 管理者 |
| 物価変動 | 人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 金利変動 | 金利の変動に伴う経費の増 | | ○ |
| 法令変更 | 施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 | 協議 | |
| 税制度の変更 | 法人税（法人住民税を含む）率の変更 | | ○ |
| | 上記以外の場合 | 協議 | |
| 行政上の理由による 事業内容の変更 | 市側の事情により、管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合 | ○ | |
| 不可抗力 | 天変地異や争乱等、いずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の修復及び指定管理業務の継続不能 | 協議 | |
| 周辺地域・住民及び 施設利用者への対応 | 地域との協調 | | ○ |
| | 施設管理、運営業務内容に対する住民及び利用者からの訴訟、苦情、要望等への対応 | | ○ |
| | 上記以外 | ○ | |
| 書類の誤り | 仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | 事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 資金調達 | 必要な資金の確保 | | ○ |
| | 経費の支払の遅延（市→指定管理者）によって生じた事由 | ○ | |
| | 経費の支払の遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由 | | ○ |
| 施設競合 | 他施設との競合による収入減 | | ○ |
| 需要変動 | 当初の需要見込と異なる状況の発生 | | ○ |
| 運営費の増大 | 市に起因する以外の要因による運営費の増大 | | ○ |
| 施設・設備・備品・資 料等の滅失・損傷等 | 管理者として注意義務を怠ったことによるもの | | ○ |
| | 経年劣化によるもの、又は第三者の行為で相手側が特定できないもので小規模（※）又は緊急を要するもの（※協定書の規定に基づき対応） | | ○ |
| | 経年劣化によるもの、又は第三者の行為で相手側が特定できないもので上記以外（※）のもの（※協定書の規定に基づき対応） | ○ | |
| 第三者への賠償 | 指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合 | | ○ |
| | 市の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合 | ○ | |
| | 上記以外の理由により損害を与えた場合 | 協議 | |
| 運営リスク | 施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク | | ○ |
| | 改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止（応募時点において、予定されていない改修、修繕等が生じた場合を含む） | | ○ |
| 許認可の取得遅延 | 市が取得すべきもの | ○ | |
| | 指定管理者が取得すべきもの | | ○ |
| セキュリティ | 警備不備による情報漏えい、犯罪発生 | | ○ |
| 事業終了時の費用 | 指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中における業務を廃止した場合における原状回復、撤収費用 | | ○ |
| その他 | 協定書、募集要項、仕様書、本リスク分担表に定めが無い事態が生じた場合 | 協議 | |

4 募集開始から指定管理開始までのスケジュール

| | |
|------------------|--|
| ① 募集要項の配布 | 令和8年5月1日（金）～令和8年5月11日（月） |
| ② 業務説明会・施設見学 | 令和8年5月12日（火）午後2時から *応募条件として業務説明会への参加が必須となります。 * 事前申し込みが必要 です。 5月11日（月）正午までに事前に電話にてご連絡ください。 |
| ③ 質問事項の受付 | 令和8年5月12日（火）～令和8年5月18日（月） |
| ④ 申請書類の受付 | 令和8年5月25日（月）～令和8年6月1日（月） *事前予約が必要です。 |
| ⑤ 候補者選定のためのヒアリング | 令和8年6月24日（水） |
| ⑥ 候補者決定の通知 | 令和8年7月下旬頃 |
| ⑦ 指定管理者及び指定期間の議決 | 令和8年9月市議会 |
| ⑧ 指定管理者指定の通知 | 令和8年9月市議会の議決後 |
| ⑨ 予算の議決 | 令和9年2月市議会 |
| ⑩ 業務の引継ぎ | 令和9年3月中 |
| ⑪ 協定の締結 | 令和9年3月中 |
| ⑫ 指定管理者による管理運営開始 | 令和9年4月1日 |

5 申請の手続

(1) 申請資格

- ① 法人もしくは団体であること
- ② 法人もしくは団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するもの
 - エ 所沢市建設工事等の有資格業者に関する指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中であるもの
 - オ 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きが開始されているもの
 - カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの

- キ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条、又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの（ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。）
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ケ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの
- コ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加しているものをいう。以下同じ。）が暴力団の構成員等であるもの
- サ 「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」別表に定める措置要件に該当するもの
- シ 市税（所沢市税条例第3条に掲げる税目をいう。）等を滞納しているもの
- ス 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
- セ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）

【共同事業体で申込む場合の条件】

- ア 複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるものとします。
- イ 共同事業体における申請名は「〇〇共同事業体」とすること。
- ウ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。
- エ 単独で応募した法人等は、共同事業体で応募する場合の構成団体となることはできません。
- オ 代表となる法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する法人等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合に限り変更を認めることがあります。

(2) 申請条件

法人、団体、又は、共同事業体の代表は、業務説明会に参加することを申請の条件とします。

(3) 申請書類

① 提出書類

| | 内容 | 様式 | 備考 |
|---|--|-----|----|
| ア | 指定管理者指定申請書 | 様式1 | |
| イ | ラーク所沢指定管理者事業計画書 | 様式2 | |
| ウ | ラーク所沢の管理に係る収支見積書 | 様式3 | |
| エ | ラーク所沢の管理に係る再委託業務計画書 | 様式4 | |
| オ | ラーク所沢自主事業計画書 | 様式5 | |
| カ | ラーク所沢指定管理者指定申請にかかる誓約書 | 様式6 | |
| キ | 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）、定款、寄付行為、その他これらに類する書類（法人以外の団体の場合は、団体の設立を定めた規約その他これに類する書類） | | |

| | 内容 | 様式 | 備考 |
|---|---|----|----|
| ク | 役員名簿（最新のもの） | | |
| ケ | 申請団体の現在の組織、人員体制を示す書類（指揮命令系統がわかる組織図、就業規則、経理規則、給与規定等） | | |
| コ | 設立の趣旨、事業内容のパンフレット等、団体の概要がわかるもの | | |
| サ | 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書、並びに、前事業年度の事業報告書 | | |
| シ | 申請団体の直近2年間の収支計算書 | | |
| ス | 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書。ただし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された申請団体にあつては、その設立時における財産目録とする。 | | |
| セ | 類似施設における業務実績を年度別（過去2年分）に記載した書類（管理施設の規模及び使用料の収入状況がわかるように記載） | | |
| ソ | 納税証明書（課税されている団体のみ）※直近1年度分 ・市税の納税証明書の写し（滞納の額がないことの証明） ・税務署発行の納税証明書様式「その3の3」（法人税・消費税・地方消費税の未納の額がないことの証明） | | |
| タ | 情報公開に関する規定又はこれらに類する書類 | | |
| チ | 個人情報保護規定、マニュアル等（作成している場合のみ） | | |
| ツ | 要望（苦情）対応マニュアル等（作成している場合のみ） | | |
| テ | 環境保護に関する対応マニュアル（作成している場合のみ） | | |
| ト | 安全管理・危機管理・事故対応マニュアル等（作成している場合のみ） | | |
| ナ | 情報管理（情報セキュリティ）対応マニュアル等（作成している場合のみ） | | |
| ニ | その他必要に応じて市から提出を求められた書類 | | |

【共同事業体で申請する場合】

| | 内容 | 様式 | 備考 |
|---|---------------------------------|-----|----|
| ヌ | 共同事業体協定書 | 様式7 | |
| ネ | 共同事業体構成団体構成表（複数の構成団体の業務分担を示すもの） | 様式8 | |
| ノ | 委任状（構成企業・団体用） | 様式9 | |

* 共同事業体で申請する場合、上記ア～オ以外は、構成団体ごとに提出。

* ケのうち、指揮命令系統がわかる組織図については、共同事業体としての内容を記載。

② 提出部数

正本1部、副本11部（複写可）

※電子データでもご提出ください。

③提出形態

1) 紙

- ・日本工業規格(JIS)A4縦型のファイルに1部ずつまとめること。
- ・表紙及び背表紙には「ラーク所沢指定管理者申請書」及び申請者氏名を記載すること。

2) 電子データ

- ・pdfなど編集不可の形態に変換後、CD、DVD、USBメモリ等の記録媒体に保存する。

(4) 募集要項等の配布及び申請書類等の提出

① 募集要項・申請書等配布場所

所沢市役所 産業振興課 窓口

募集要項等は、市ホームページからもダウンロードできます。

(アドレス <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>)

所沢市産業経済部産業振興課（市役所別館）
〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1
（西武新宿線 航空公園駅東口から徒歩5分）

② 募集要項・申請書等配布期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月12日（火）まで

※ 産業振興課窓口での配布は、土・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

③ 申請書等提出場所・方法・日時

産業経済部産業振興課へ持参してください。（郵送、FAX等は不可）

令和8年5月25日（月）から令和8年6月1日（月）まで

（土・日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

④ 注意事項

- ・申請書類の提出の際、内容確認を行いますので、書類の説明のできる方がご持参ください。
- ・提出された申請書等は返却できません。
- ・申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認めません。

(5) 質問等に関する事項

① 質問期間

令和8年5月12日（火）から令和8年5月18日（月）まで

② 質問方法

受付期間内に「ラーク所沢指定管理者募集内容に関する質問票（様式7）」を電子メールで提出してください。

※受付期間以外の提出及び電子メールによらない照会には回答しません。

※質問票を送付した場合は、未到着等を防止するため、その旨ご連絡ください。

③ 質問先

所沢市産業経済部産業振興課（市役所別館）
〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1
電子メール a9157@city.tokorozawa.lg.jp
TEL 04-2998-9157

④ 回答方法

回答は電子メールにより、業務説明会へ参加した全ての団体に送付いたします。

(6) 業務説明会等の実施

業務内容、提出書類の記載方法等について説明します。
説明会終了後、施設内を見学します。

日時：令和8年5月12日（火）午後2時から

場所：ラーク所沢

※ 業務説明会等に参加することが申請条件となっています。申請予定の団体は、必ず参加してください。

※ 参加される団体は5月11日（月）正午までに産業振興課へ電話で申し込んでください。（1団体2名以内）

※ 業務説明会の会場では、募集要項等の資料は配布しませんので、事前に入手したうえでご持参ください。

(7) 申請費用の負担

申請に係る費用は、応募者の負担とします。

(8) 申請書類等の情報公開

提出された申請書類は、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報を除き、所沢市情報公開条例に基づき公開請求の対象となります。

また、指定管理者の指定の議決にあたり、市議会に対し必要な情報について提供する場合があります。

(9) 申請の辞退

書類を提出した後に辞退する場合は、書面により申し出てください。

6 指定管理者の選定等

(1) 指定管理者の選定

選定委員会が、提出された書類等、ヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答）の内容により審査し、選定します。

選定結果（指定管理者の候補者選定）については、令和8年7月下旬頃までに、応募者全員に文書で通知します。

その後、候補者は市議会（9月予定）の議決を経て指定管理者となり、選定結果は、市ホームページで公開します。

なお、候補者による管理運営開始までの間に、指定管理者に指定された者に事故があった場合は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定する場合があります。

(2) 選定基準

所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第3条（指定管理者の指定）及び第9条（個人情報の保護）に基づき、適正な指定管理者を選定します。

① 施設の平等利用について

事業計画による公の施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができるものであること。

② 施設の有効活用及び管理経費の縮減について

事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。

③ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力について

事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

④ 秘密情報及び個人情報保護の適切な処理体制について

秘密情報及び個人情報の保護に対する取扱いを適切に行える体制が整備されていること。

⑤ 施設の特性に応じた評価事項

ラーク所沢の設置目的を理解し、特性に応じた管理及び自主事業ができること。

| 評価事項 | 配点 |
|-------------------------------|-----|
| I 基本方針 | 21点 |
| 団体の運営方針 | |
| 指定管理者を申請した理由 | |
| 事業計画に偏りはないか | |
| ラーク所沢を管理運営する場合の基本方針 | |
| 現状分析と課題認識は適切か | |
| 利用者への公平、平等な対応に関する方針は適切か | |
| 施設及び類似施設の管理運営に実績があり、特徴的か | |
| II 事業計画 | |
| 団体の業務内容に施設の管理業務が入っているか | |
| 開所時間、休所日についての方針、設定状況は適切か | |
| 利用料金についての方針、設定状況は適切か | |
| 利用料金の減額・免除、還付についての方針、設定状況は適切か | |
| サービスの質の向上に関する方策は効果的か | |
| 施設利用の拡大に関する方策は効果的か | |

| | |
|---|-----|
| 利用者の要望や意見を把握し、対応する方法が適切に計画されているか | 61点 |
| 施設の情報発信に関する方策に工夫がみられるか | |
| 維持管理を良好に行うための仕組みが構築されているか | |
| 運営開始当初の資金調達についての計画内容は適切か | |
| 効果的な管理運営方策が計画されているか | |
| 施設運営により得られた収益についての取扱い方針は適切か | |
| 予定外の収入減・経費増への対応方法は適切か | |
| 環境に配慮した電力（再生可能エネルギー比率50%以上）の利用 | |
| 維持管理における環境への配慮は十分か | |
| その他の環境に関する取り組みが図られているか | |
| 独自事業の計画があり、内容は効果的か | |
| III 運営体制・組織 | |
| 設立年月日 | 74点 |
| 団体の経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行うことが可能か | |
| 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 | |
| 収支計画の積算が明確で実現可能か | |
| 市内に事務所（本店、支店、営業所、事務所等）があるか | |
| 収入（市の見積額と比較） | |
| 経費（市の見積額と比較） | |
| 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか | |
| 市との連携体制は確保されているか | |
| 人員の確保及び配置の方策が計画されているか | |
| 利用者の受付体制及び受付方法は適切か | |
| 利用料金（使用料金）の徴収方法及び徴収後の管理方法は適正化 | |
| 利用料金（使用料金）の未払いに対する対応は適切か | |
| 職員（従業員）の研修体制は適切か | |
| 現に管理業務を行っている団体等の従業員の継続雇用の配慮がされているか | |
| 再委託の計画内容は適切か | |
| 施設経営が困難になった場合の対応及び体制は適切か | |
| 施設運営に係る協力体制についての方針、体制の構築は適切か | |
| 利用者の安全対策、業務上の事故防止、防犯体制についての方針、実施方法が具体的になっているか | |
| 事故・災害等発生時における対応についての方針、対応方法など危機管理対策が計画されているか | |
| 情報公開に関する規定等が整備されているか | |
| 個人情報の保護に対する十分な配慮があり、対応及び体制は適切か | |
| 情報管理（情報セキュリティ）に関する対応及び体制は適切か | |
| 引継ぎに関する対応及び体制は適切か | |

7 指定管理者指定後の手続き

(1) 協定の締結

業務内容の詳細や委託料の額などの細目的事項について、市と協議し、協定書を締結します。

(2) 引継ぎ

指定管理者は、市と協議し、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、現指定管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。
なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、指定管理者の負担とします。

(3) モニタリング（監査事項を含む）

指定管理者による管理が、適正かつ確実に実施されているかどうか把握するため、その業務の履行状況等について、次に掲げる事項により、モニタリングを行います。

水準が満たされていない場合は、市は、サービス水準の向上を目的として改善指導等を行い、指定管理者は、改善指導等に迅速に対応するものとします。

なお、指定管理者が、正当な理由なく改善指導等に従わない場合や当該指定管理者が管理を継続することが適当でない場合、指定の取消しを行う場合もあります。

① 指定管理者が、協定及び業務仕様書等に従い適切な施設運営を行っているかどうか把握するため、モニタリング（参考資料 8）を行い定期的に継続監視します。

② 市は、必要に応じて管理運営や経理状況についての立入り検査を行うことができるものとします。また、所沢市監査委員条例による監査委員は、指定管理者の経理に対して監査を行うことができるものとします。

(4) 留意事項

指定管理者に指定された者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

① 経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

8 本要項に付随する書類

(1) ラーク所沢指定管理者の業務仕様書 別添 1

(2) ラーク所沢指定管理者募集要項 提出書類編

| | | |
|---|-----------------------|------|
| ア | 指定管理者指定申請書 | 様式 1 |
| イ | ラーク所沢指定管理者事業計画書 | 様式 2 |
| ウ | ラーク所沢の管理に係る収支見積書 | 様式 3 |
| エ | ラーク所沢の管理に係る再委託業務計画書 | 様式 4 |
| オ | ラーク所沢自主事業計画書 | 様式 5 |
| カ | ラーク所沢指定管理者指定申請にかかる誓約書 | 様式 6 |
| キ | ラーク所沢指定管理者募集内容に関する質問票 | 様式 7 |
| ク | 共同事業体協定書 | 様式 8 |

ケ 共同事業体構成団体構成表

様式 9

コ 共同事業体委任状

様式 10

(3) ラーク所沢指定管理者募集要項 資料編

| | | |
|---|--------------------------------|---------|
| ア | 令和3年度～令和6年度ラーク所沢利用状況及び収支状況 | 参考資料 1 |
| イ | ラーク所沢配置図 | 参考資料 2 |
| ウ | ラーク所沢条例 | 参考資料 3 |
| エ | ラーク所沢条例施行規則 | 参考資料 4 |
| オ | 所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 | 参考資料 5 |
| カ | 所沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則 | 参考資料 6 |
| キ | 所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱 | 参考資料 7 |
| ク | モニタリング（継続監視） | 参考資料 8 |
| ケ | 業務委託における障害を理由とする差別の解消に関する留意事項 | 参考資料 9 |
| コ | 環境配慮事項等伝達書及びマネジメント方針 | 参考資料 10 |

9 問い合わせ先

所沢市産業経済部産業振興課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9157 FAX 04-2998-9162

電子メール a9157@city.tokorozawa.lg.jp